

## 【資料編】



## 1. あやせ都市マスタープランの改定の経緯

### ■平成 29 年度

- 平成 29 年 10 月 市民納得度調査（市民アンケート調査）  
対象：満 18 歳以上の市民 3,000 人  
期間：平成 29 年 10 月 15 日～10 月 28 日  
回収：865 票（回収率 28.8%）

### ■平成 30 年度

- 平成 30 年 12 月～ 都市マスタープラン改定検討会議（庁内会議）の設置、検討の開始
- 平成 30 年 12 月 第 41 回綾瀬市都市計画審議会【報告】  
内容：あやせ都市マスタープランの改定作業の概要について

### ■令和元年度

- 令和元年 7 月 第 42 回綾瀬市都市計画審議会【報告】  
内容：全体構想案について
- 令和元年 11 月 第 43 回綾瀬市都市計画審議会【報告】  
内容：全体構想修正案並びに地域別構想案及び実現化方策案の概要について
- 令和元年 12 月～令和 2 年 1 月 都市計画審議会委員への意見照会（書面）  
内容：計画案について
- 令和 2 年 2 月 第 44 回綾瀬市都市計画審議会【報告】  
内容：計画修正案について  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明に代えて資料配付及び書面での意見照会に変更

### ■令和 2 年度

- 令和 2 年 4 月 都市計画審議会委員への進捗報告（書面）  
内容：計画再修正案について
- 令和 2 年 4 月 地域説明会（寺尾いずみ会館・市役所・南部ふれあい会館）  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、市HPへの資料掲載及び意見募集に変更
- 令和 2 年 7 月 都市計画審議会委員への進捗報告（書面）  
内容：パブリックコメントの実施について
- 令和 2 年 8 月～9 月 「あやせ都市マスタープラン改定（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）  
期間：令和 2 年 8 月 3 日～9 月 2 日  
提出者数：1 人  
意見総数：3 件
- 令和 2 年 11 月 第 45 回都市計画審議会【諮問・答申】  
内容：パブリックコメントにおける意見に対する対応方針及び計画最終案について
- 令和 3 年 3 月 あやせ都市マスタープランの改定

## 2. 綾瀬市都市計画審議会への諮問

綾都第17号  
令和2年11月4日

綾瀬市都市計画審議会  
会長 加藤 孝明 殿

綾瀬市長 古塩 政由

あやせ都市マスタープランの改定について（諮問）

このことについて、綾瀬市都市計画審議会条例第3条第1号の規定により諮問します。

（事務担当は、都市部都市計画課計画調整担当）

## 3. 綾瀬市都市計画審議会の答申

令和2年11月18日

綾瀬市長 古塩 政由 殿

綾瀬市都市計画審議会  
会長 加藤 孝明

あやせ都市マスタープランの改定について（答申）

令和2年11月4日付け綾都第17号で諮問のありましたことについては、次のとおり答申します。

あやせ都市マスタープランの改定につきましては、審議の結果、妥当なものと思います。

## 4. 綾瀬市都市計画審議会名簿

選出区分	役職名及び団体名	氏 名	備 考
学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明	
学識経験者	綾瀬市農業委員会会長	古塩 貞夫 大塚 幸男	令和2年7月～令和2年11月 平成30年11月～令和2年7月
学識経験者	綾瀬市商工会	柏木 京子	
学識経験者	公益社団法人神奈川県宅地 建物取引業協会県央東支部	○堀口 淳二	
市議会議員	市議会議長	松澤 堅二 武藤 俊宏	令和元年5月～令和2年11月 平成30年11月～平成31年4月
市議会議員	経済建設常任委員会委員長	井上 賢二 増田 淳一郎	令和元年5月～令和2年11月 平成30年11月～平成31年4月
関係行政 機関の職員	県央地域県政総合センター 所長	木口 真治 鈴木 真由美 船本 和則	令和2年4月～令和2年11月 令和元年6月～令和2年3月 平成30年11月～令和元年5月
関係行政 機関の職員	厚木土木事務所東部センター 所長	笠間 順 山中 孝文	平成31年4月～令和2年11月 平成30年11月～平成31年3月
関係行政 機関の職員	大和警察署長	加藤 秀雄 千葉 証 小林 仁	令和2年3月～令和2年11月 平成31年3月～令和2年3月 平成30年11月～平成31年3月
市 民	公募	井上 義雄	
市 民	公募	大藏 智恵子	
市 民	公募	太田 淑夫	
市 民	公募	山口 明美	
市 民	公募	横山 美樹子	

「◎」会長、「○」副会長

(委員は順不同、敬称略)

任期：平成30年11月21日～令和2年11月20日

## 5. 用語の解説

### — あ —

#### 【綾瀬きらめき市民活動推進条例】

市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、事業者及び市が互いに良きパートナーとして協力し合うことを目的とした条例。

#### 【綾瀬市自治基本条例】

「綾瀬市の自治の更なる進展」を目的とし、本市の施策展開に対する市民参加に関するルールを定めた条例。

#### 【綾瀬市緑の保全及び緑化の推進に関する条例】

都市環境を向上し、市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とし、本市の緑化事業の内容を定めた条例。

#### 【溢水】

大雨等により河川の水が堤防を越えて市街地に溢れ出すこと。

#### 【雨水調整池】

開発などにより、地面にしみこまなくなった雨水を一時的にためておくことによって、水害を防止する施設。

#### 【NPO】

非営利での社会貢献活動や事前活動を行う市民団体。

#### 【沿道サービス施設】

幹線道路等の沿道において、自動車の運転者のための休憩施設や給油所等。

#### 【屋外広告物】

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

### — か —

#### 【街区】

市街地の中で、道路で区分けされた範囲。

#### 【街路事業】

都市計画決定された道路（都市計画道路）を都市計画法第 59 条に基づく認可または承認を得て実施される都市計画事業。

#### 【感震ブレーカー】

地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気を自動的に止める器具で、設置することにより、不在時やブレーカーを落として避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段となる。

#### 【基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率】

基幹的公共交通路線の鉄道駅、バス停の徒歩圏に居住する人口の総人口に占める比率のこと。運行頻度が片道 30 本／日以上サービス水準を有する鉄道駅又はバス停の徒歩圏（鉄道：半径 800m、バス停：半径 300m）に居住する人口を都市の総人口で除して算出。

#### 【急傾斜地崩壊危険区域】

がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生じるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするため、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地で、神奈川県が指定した区域。

**【狭あい道路】**

幅員4メートル未満の道路で、一般の用に供されているもの。

**【緊急輸送道路】**

大規模地震災害が発生した場合における、災害応急活動に必要な物資、資機材、応援部隊等の広域的緊急輸送を円滑に行う道路。

**【区域区分】**

良好な都市環境を作るという観点から、都市計画区域の中を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けること。

**【グリーンインフラ】**

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの。

**【景観形成重点地区】**

市を特徴づける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定し、地元の方々を中心となって必要なルールを定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進める。

**【建築協定】**

住宅地としての環境や商店街の利便をより高めるため、一定の区域内で、建物の敷地・位置・構造・用途・形態意匠等に対し、法の規定より厳しい基準を住民が自発的に定め、互いに守っていく制度。

**【交通結節点機能】**

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ機能。

**【小売商業床効率】**

都市全域の小売商業床面積あたりの売上高のこと。都市全域における小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で除して算出。

**【国勢調査】**

国が日本に住んでいるすべての人を対象として5年に一度行っている人口、世帯、産業構造等に関する調査で、国や地方自治体が計画をたてる時の基本となるデータ。

**【コミュニティ】**

地域住民が、自主性と責任に基づき生活のあらゆる分野にわたって協働する地域社会。

## — さ —

**【財政力指数】**

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。この指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

**【市街化区域】**

既に市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

**【市街化調整区域】**

市街化を抑制すべき区域。

**【自然動態】**

自然増減(出生と死亡)による人口の動態。

**【自動車総走行台キロ】**

自動車走行距離(交通量×延長)の総和で、道路交通需要を示している。

**【社会動態】**

社会増減(転入と転出)による人口の動態。

**【従・常就業者及び通学者比】**

綾瀬市内に通勤又は通学する人数と、綾瀬市内に居住している就業者又は通学者数の比。

**【集約型都市構造】**

人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題の高まり、厳しい財政制約等、都市を取り巻く社会経済情勢が変化している現状において、都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携された都市の構造。

**【準防火地域】**

都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災・延焼の危険を防除するため、建築物を構造面から規制するもので、地域による集団的な指定を原則として定めるもの。

**【生涯学習お届けバラ講座】**

生涯学習の振興を目的とし、市民の学習の場に市職員が出向き、市の仕事の内容等をお話する出前講座。

**【少子高齢化】**

出生率の低下により子供の数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子供の割合が減り、65歳以上の高齢者の割合が高まること。

**【シンボルロード】**

(都) 寺尾上土棚線の沿道全てとし、既に都市計画決定している北伸区間(寺尾台交差点以北市境まで)も含む。

**【ストック(住宅ストック)】**

既に建築され、存在している住宅。

**【スマートインターチェンジ】**

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

**【生活サービス機能】**

買い物ができる店舗や、医療・福祉等の公共公益機能といった地域住民が生活するために必要な機能。

特に店舗等は利用する人が少なくなると存続が難しくなるため、一定程度の利用者があることが重要。

**【生産緑地】**

都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街化区域内にある農地のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園などの敷地に適している土地を市町村が指定した地区。

— た —

**【第1次産業】**

農業、林業及び漁業。

**【第2次産業】**

鉱業、建設業及び製造業。

**【第3次産業】**

第1次産業、第2次産業及び分類不能の産業以外の産業。

**【地球温暖化】**

人の活動により大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が濃くなり、地球の平均気温が上昇すること。

**【地区計画・地区計画制度】**

地区内の居住者等にとって、地区の特性にふさわしい良好な居住環境の形成又は保持のための計画で、土地と建物のルールを定めるほか、地区内道路や公園などの施設整備により、一体的な地区の整備を行うことが可能となる。



**【治水機能】**

大雨などによる被害を防止、あるいは低減させるための機能で、雨水を地面にしみ込ませる、一時的にためておく、河川や下水道を整備するなどの機能。

**【中高層住宅】**

中高層建築物は、地上高 10メートル以上（第一種及び第二種低層住居専用地域内にあつては軒高 7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3以上の建築物）。

**【超高齢社会】**

一般的に、65歳以上の人口の割合が 21%を超える状態をいい、経済や国民生活への影響が生じるものと考えられている。

**【通過交通】**

他地域に行くために市街地内を通過するだけの車交通。

**【低層住宅】**

低層住宅は、中高層建築物の高さ未満のもの。

**【低炭素社会】**

地球の温暖化防止を目的として、温暖化の原因の一つと考えられている二酸化炭素の排出量が少ない社会のこと。

**【低炭素まちづくり】**

低炭素社会を目指し、都市機能の集約化、公共交通利用の促進や建築物の低炭素化などによるコンパクトなまちづくりを進めること。

**【電線類地中化】**

景観・観光、安全・快適及び防災の観点から推進される無電柱化の手法の一つで、道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する電線共同溝方式等がある。

**【都市計画区域】**

都市計画法その他の関係法令の適用を受け、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定するもの。

綾瀬市は全域が都市計画区域。

**【都市計画決定】**

市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市施設及び市街地開発事業などの都市計画を一定の手続きにより決定すること。

都市計画決定がされると、当該都市計画が定められた土地の区域に関する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

**【都市計画道路】**

都市計画決定された道路。

**【都市計画公園】**

都市計画決定された公園・緑地・墓園。

**【都市公園】**

都市公園法に基づき管理される公園緑地。

**【都市のスポンジ化】**

空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。

**【土砂災害警戒区域】**

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のことで、神奈川県が指定し公表したもの。

## あやせ都市マスタープラン

### 【土地区画整理事業】

都市計画区域内の土地について、宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の公共施設の新設又は改善と換地処分により土地の権利関係を新たに確定する事業。

## — な —

### 【内水氾濫】

大雨により雨水が河川に放流することが出来ない状態になり、家屋などが浸水してしまう状態。

### 【日常生活サービスの徒歩圏充足率】

医療施設、福祉施設、商業施設及び基幹的公共交通路線を徒歩圏で享受できる市民の割合。

### 【農用地】

農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定される区域を農用地といい、保全、整備していきべき農地。

## — は —

### 【バリアフリー化】

障がい者、高齢者等が移動や生活するうえで支障となる障害や障壁を取り除くための施策。

### 【復興事前準備】

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。

## — や —

### 【用途地域】

都市計画区域内の土地を都市機能の維持管理、住環境の保全などの観点から、計画的に区分し目的に即した土地利用を誘導し促進するためのもの。

## — ら —

### 【流出人口】

綾瀬市以外へ通勤・通学する人口。

### 【流入人口】

綾瀬市以外に常住し綾瀬市に通勤・通学する人口。



---

# あやせ都市マスタープラン

令和3年3月改定

編集・発行：綾瀬市都市部都市計画課

〒252-1192

神奈川県綾瀬市早川 550 番地

電話 0467-77-1111(代表)

ホームページ

<http://www.city.ayase.kanagawa.jp/>

---